

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成13年度決算外2件の審査〕

平成13年度決算及び国有財産関係2件は、第156回国会の召集日である平成15年1月20日に提出された。このうち13年度決算については、同年2月21日の本会議において、財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日委員会に付託され、国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された。

平成13年度決算の概要は、次のとおりである（本誌Ⅲの3(1)【決算の概要】を参照）。

平成13年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は86兆9,030億円、歳出決算額は84兆8,111億円である。歳入決算額には、決算調整資金からの組入額5億円が含まれており、これにより同年度の歳入歳出の決算上の不足額（歳入欠陥）が補てんされている。13年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は4兆1,551億円、また、不用額は9,412億円である。

平成13年度特別会計歳入歳出決算における37の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は396兆2,235億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は363兆3,367億円である。

平成13年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆8,201億円であり、資金からの一般会計の歳入への組入額等は56兆1,073億円であるため、差引き7,128億円の残余を生じた。

平成13年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は6兆5,836億円、支出済額を合計した支出決算額は6兆6,280億円である。

国有財産関係2件の概要は、次のとおりである。

平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書における13年度中の国有財産の差引純増額は2兆円、13年度末現在額は109兆944億円である。

平成13年度国有財産無償貸付状況総計算書における13年度中の国有財産の無償貸付の差引純増額は103億円、13年度末現在額は1兆560億円である。

委員会においては、15年2月24日、財務大臣から平成13年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成13年度決算検査報告及び平成13年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した後、同年3月10日、内閣総理大臣以下全大臣の出席を得て全般質疑を行った。その後、省庁別審査計6回、締めくくり総括的質疑計2回の質疑を行った後、内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。

今国会行われた質疑の主な項目は、①決算の早期提出及び早期審査、②政策評価と決算審査、③地方行財政に係る「三位一体の改革」、④ODAの意義、⑤歳入欠陥、⑥予算執行調査、⑦特殊法人所有施設の処分、⑧特別会計改革、などである。

なお、平成11・12年度決算に関する参議院の議決について内閣が講じた措置については、5月23日、内閣総理大臣から参議院議長に対して文書による報告が行われ、同日の委員会において、財務大臣からその説明を聴取した。

平成11・12年度決算に関する警告議決に対して内閣の講じた措置を警告議決と対比して示すと、次のとおりとなる。

内閣に対する警告	警告議決に対し内閣の講じた措置
<p>(1)航空自衛隊の新初等練習機の調達に関しては、平成12年8月に総合評価落札方式による入札が行われたが、同入札に関するスイス政府の問い合わせに対して、防衛庁が当該調達に関する会計検査院の検査報告及びその要約を付して回答を行った際、その要約において検査報告の内容等を適切に反映していなかったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、このような不適切な事態を招かないよう事務手続の適正化を図るとともに、総合評価落札方式を採用する場合には、会計検査院の検査結果をも踏まえ、入札及び契約事務の透明性、公正性をより一層高めるよう対処すべきである。</p>	<p>(1)防衛庁における総合評価落札方式については、会計検査院の検査結果をも踏まえ、入札参加企業から提出された提案書のうち1部を原本として封印し、また、提案された購入経費、維持経費等について落札者がどのように拘束されるかについて、入札希望会社の共通認識を高めるための質問会等を入札説明会に加えて設定するとともに、提案内容を確実に履行する旨及び履行されない場合の損害賠償の責を負う旨の確認書等を求めるなどの改善を行うこととしたところである。</p> <p>今後とも、事務手続きの適正化について一層努力するとともに、総合評価落札方式を採用する場合には、これらの改善方策も含め、入札及び契約事務の透明性、公正性をより一層高めるよう対処してまいる所存である。</p>
<p>(2)郵政官署に支給される渡切費の執行に当たり、一部の特定郵便局において不適正な経理が行われ、また、証拠書を亡失していた事態等もあったことが、郵政監察の調査により明らかになったことは、誠に遺憾である。</p> <p>政府は、かかる事態が郵政官署における予算執行、ひいては郵政行政に対する国民の信頼を損ねたことを厳しく受け止め、平成14年度から渡切費の廃止に伴い採用された新たな会計手続を適正に行い、同種事案の再発防止に万全を期すとともに、平成15年度に発足する日本郵政公社においても、同様に適正な経理を期すべきである。</p>	<p>(2)郵政官署に支給される渡切費については、平成13年度をもって廃止し、平成14年度に厳正かつ透明性の高い会計手続を新たに導入し、この会計手続を適正に行い、不適正経理の再発防止に努めてきたところである。</p> <p>また、平成15年4月に発足した日本郵政公社においても、この会計手続が踏襲されており、今後とも適正な経理を行うよう指導・監督に努めてまいる所存である。</p>
<p>(3)外務省が各種行事で使用したホテル等の取引先への支払の際に、本来の請求額を上回る金額を不適正に支払い、この差額を当該企業等の内部にいわゆる「プール金」として留保し、職員間の懇親等の</p>	<p>(3)外務省におけるいわゆる「プール金」問題の再発防止については、職員に対する会計研修の徹底、物品・役務の調達契約事務の会計課への一元化など契約事務実施体制の改善、監察査察官に現職検事</p>

<p>費用に充てていたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、このような不適正な行為が長年外務省内で広く行われていたことを重く受け止め、同省の更なる綱紀粛正に努めるとともに、公金の使用及び管理に対する基本的認識を周知徹底させるなど、この種事案の再発防止に厳然として取り組むべきである。</p>	<p>を任用した上で本省各部局及び在外公館に対する集中的かつ広範囲にわたる監察及び査察の実施、職員の声を直接受け付ける監察査察意見提案窓口の設置といった所要の措置を講じたところである。</p> <p>今後とも、綱紀粛正に努めるとともに、これらの措置の着実な実施により公金の適正かつ厳正な執行の徹底を図り、不適正な行為の再発防止及び国民の信頼回復に努めてまいる所存である。</p>
<p>(4)核燃料サイクル開発機構において、主務大臣の承認を得ない人件費の流用、認可予算に計上されていない地元協力金の支払、固定資産税や消費税の過大納付等の不適正経理が行われてきたことを、平成12年度決算検査報告で掲記されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、平成10年10月の動力炉・核燃料開発事業団から同機構への改組後も、これらの不適正な経理が引き続き行われていたことを厳しく反省し、予算執行に係る内部統制及び指導監督の充実強化を図る等により、同種事案の再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(4)核燃料サイクル開発機構における不適正経理については、その再発を防止し、経理の適正化を図るために、予算執行について、一般会計と特別会計間、出資金部門と補助金部門間の経理区分を明確化するとともに、外部監査制度の導入等、予算執行のチェック機能強化のための体制整備等を図ったところである。</p> <p>また、定員管理・人員管理について、認可給与単価と実態給与単価の差及び認可人員と実員の差を解消するなどとともに、固定資産税等の過大納付についても改善を図ったところである。</p> <p>今後とも、同機構の経理の適正化を図るよう、指導を徹底し再発防止に万全を期す所存である。</p>
<p>(5)健康保険及び厚生年金保険の保険料に関しては、毎年度決算検査報告において多額の徴収不足が指摘され、また、平成6年度決算に対する本院の警告決議でも両保険の適用の適正化を求めていたにもかかわらず、平成11年度及び12年度の決算検査報告において、それぞれ59億円及び54億円の保険料の徴収不足を指摘されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、社会保険の公平・適正な適用の重要性にかんがみ、社会保険事務所等における調査確認の強化及び事業主への説明会の実施等制度の周知徹底を図るなど、健康保険及び厚生年金保険の適用の</p>	<p>(5)健康保険及び厚生年金保険の適用については、毎年度の社会保険事業計画において重点事項として積極的に推進を図ることとしており、具体的には、適用事業所に対する実地調査等を通じて、被保険者資格の適正な把握に努めているところである。</p> <p>また、短時間就労者の適用漏れが多いと指摘があることから、地方社会保険事務局等に対し、短時間就労者が多いと見込まれる業種に係る適用事業所については、平成15年度から重点的な調査に取り組むよう、会議等を通じて指導したところである。</p>

適正化に、より一層尽力すべきである。

今後とも、事業主説明会等を通じて、被保険者資格取得届等の適正な届出に関する指導・啓発や制度の周知徹底を図るとともに、社会保険事務所が実施する適用事業所に対する重点的な調査により、適用の適正化に努めてまいる所存である。

(6)雇用保険三事業に係る助成金をめぐり、佐世保重工業株式会社及びその関連会社による虚偽の申請に対し、県及び雇用・能力開発機構における審査及び調査が不十分であったこと等により、結果として4億円を超える助成金の不正受給が行われ、また、制度上の不備により不適正な支給が行われていたことは、遺憾である。

政府は、雇用失業情勢の悪化に伴い雇用保険の重要性が増している中、このような多額の不正受給等が発生したことを重く受け止め、審査の厳格化、実地調査の充実、適切な制度設計等により雇用保険三事業の適正な実施に万全を期すべきである。

(6)雇用保険三事業については、対象労働者に対する聞き取り調査の強化による審査の厳格化、一定額以上の支給申請事業所及び支給済み事業所に対する実地調査の充実、厚生労働省及び助成金支給機関において十分な検討を行った上での支給要領の作成及び適切な制度設計、不正受給を行った事業所に対する罰則の強化等を行うことにより、その適正な実施を図っているところである。

また、都道府県及び雇用・能力開発機構に対しては、支給審査の厳格化の徹底、不正受給等の防止策の強化を図るよう指導したところである。

今後とも、雇用保険三事業の適正な実施に万全を期してまいる所存である。

(7)BSE（牛海绵状脳症）問題に関し、BSE感染牛の国内発生を防げず、また、その後、行政対応等の不備から、消費者、畜産農家等に大きな混乱を招いたほか、BSE関連対策予算の執行においても、買入れ基準等の事業要件の周知徹底が不十分だったことなどもあって、輸入牛肉を国産牛肉と偽装する等の事件が頻発したことは、極めて遺憾である。

政府は、BSEの感染源の究明に努めるとともに、検査体制等の充実を図るほか、食料・食品の安全確保に万全を図るために行政の体制整備及び施策を推進し、生産者の経営の安定の確保と国民の食の安全に対する信頼回復に全力で取り組むべきである。

(7)BSEの感染源の究明については、専門家の協力を得ながら取り組んでいるところであり、BSEの検査体制等については、「牛海绵状脳症対策特別措置法」に基づく死亡牛検査体制の整備等、その充実を図ってきたところである。

また、適切な行政対応と予算の執行を行うことにより、畜産農家の経営の安定に努めてまいる所存である。

さらに、食料・食品の安全確保に万全を図るため、リスク管理部門を産業振興部門から分離して、食品分野における消費者行政とリスク管理を一体的に担う「消費・安全局（仮称）」を設ける等行政の体制整備や、「食品安全基本法」を踏まえた関係法令の整備等の施策を推進し、国民の食の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいる所存である。

(8) 東京電力株式会社を始めとする電気事業者の原子力発電所において、自主点検作業記録を改ざんする等の不正により、炉内構造物のひび割れ等が長期間にわたって隠され、また、この問題に関する申告案件について、経済産業省が申告を受けてから公表まで2年を要するなど、政府の対応が不十分であったことは、極めて遺憾である。

政府は、かかる事態が周辺住民を始めとする国民の原子力の安全対策に対する信頼を大きく損ねたことを厳しく受け止め、事態の全容解明に全力を尽くすとともに、検査体制の見直し、組織的不正に対する厳罰化、情報公開の推進等により、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

(8) 電気事業者の原子力発電所問題の再発防止については、電気事業者への立入検査や報告徴収等により事実関係を徹底的に調査した上で、自主点検記録の不正につき、原子力事業者16社に対し自主点検記録の総点検を指示するとともに、東京電力に対し厳重注意を行い、再発防止対策の実施を指示したところである。一方、原子炉格納容器の漏えい率検査に係る不正については、不正があった発電所号機に1年間の運転停止処分を行い、漏えい率検査の再実施を指示したところである。

また、設備の健全性評価の導入などを内容とした、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」の一部改正が行われたところである。

さらに、「独立行政法人原子力安全基盤機構法」が制定され、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行う独立行政法人原子力安全基盤機構が平成15年10月に設立されることとなり、また、国による検査について実効性向上策の実施等を進めるとともに、検査官を増員するなど検査体制の強化を図ったところである。

今後とも、原子力安全行政に対する国民の信頼回復を目指し、不正問題の再発防止に努めてまいる所存である。

6月16日の委員会において、締めくくり総括質疑を終局した後、委員長より平成13年度決算の議決案が示された。その内容は、「1. 平成13年度決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。(以下8項目<略>)」というものである。

討論では、民主党・新緑風会より、平成13年度決算について是認することに反対、平成13年度国有財産関係2件については是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。次いで自由民主党・保守新党及び公明党より、平成13年度決算外2件について是認することに賛成するとともに、内閣に対し警告することについても賛成する旨の意見が述べられた。次いで、日本共産党より、平成13年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書については是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意

見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決の結果、平成13年度決算外2件はいずれも多数をもって是認すべきものと議決され、内閣に対し警告することについては全会一致をもって警告すべきものと議決された。

内閣に対する警告の骨子は、①歳入欠陥、②防衛装備品の過大請求、③ODAの効率的・効果的な実施、④国際機関等に対する拠出金等の適時適正な拠出、⑤国の債権管理事務の適正化、⑥大学等における研究費の不正経理と再発防止、⑦雇用・能力開発機構における勤労者福祉施設の適切な処分、⑧夕張シーパロダム建設における不適切な移転補償と公共事業の実施に伴う移転補償の適正化、である（全文は本誌Ⅲの4【決算に対する議決】を参照）。

また、本決算に係る質疑を踏まえ、決算の早期提出、会計検査院の機能強化等4項目からなる要請決議を全会一致で行っている。

〔平成13年度決算調整資金からの歳入組入れ調書の審査〕

平成13年度決算調整資金からの歳入組入れ調書は、同年度の一般会計の歳入歳出の決算上生じた不足を補てんするため、同資金から一般会計に5億円を組み入れたことについて、決算調整資金に関する法律に基づき、国会の事後承諾を求めるため、第156回国会の15年1月20日に提出された。

同調書は、6月5日、衆議院から送付され、同月13日、委員会に付託された。

委員会においては、同月16日、財務大臣から説明を聴取した後、13年度決算外2件と一括して質疑を行った。質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党より、同調書について反対する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成13年度決算調整資金からの歳入組入れ調書は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

(2) 委員会経過

○平成15年2月24日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成13年度一般会計歳入歳出決算、平成13年度特別会計歳入歳出決算、平成13年度国税収納金整理資金受払計算書、平成13年度政府関係機関決算書
平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成13年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上3件について塩川財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について杉浦会計検査院長から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 平成13年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求ることを決定した。

○平成15年3月10日（月）（第2回）

- 平成13年度決算外2件について小泉内閣総理大臣、石原国務大臣、坂口厚生労働大臣、塩川財務大臣、片山総務大臣、鴻池国務大臣、竹中国務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、扇国土交通大臣、大島農林水産大臣、木村厚生労働副大臣、小林財務副大臣、若松総務副大臣、杉浦会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年3月31日（月）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成13年度決算外2件中、法務省、厚生労働省、警察庁及び裁判所関係について坂口厚生労働大臣、森山法務大臣、谷垣国家公安委員会委員長、河村文部科学副大臣、米田内閣府副大臣、木村厚生労働副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年4月14日（月）（第4回）

- 平成13年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、金融庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について福田内閣官房長官、鴻池国務大臣、竹中国務大臣、谷垣産業再生機構担当大臣、石原国務大臣、細田国務大臣、伊藤内閣府副大臣、米田内閣府副大臣、渡海文部科学副大臣、木村厚生労働副大臣、杉浦会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年4月21日（月）（第5回）

- 平成13年度決算外2件中、国土交通省、環境省及び住宅金融公庫関係について扇国土交通大臣、鈴木環境大臣、吉村国土交通副大臣、弘友環境副大臣、杉浦会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年5月7日（水）（第6回）

- 平成13年度決算外2件中、外務省及び防衛庁関係について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官、増田法務副大臣、吉村国土交通副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年5月12日（月）（第7回）

- 平成13年度決算外2件中、国会、会計検査院、総務省、財務省、文部科学省、国民生活金融公庫、公営企業金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係について塩川財務大臣、片山総務大臣、遠山文部科学大臣、小林財務副大臣、杉浦会計検査院長、中島人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年5月23日（金）（第8回）

- 平成13年度決算外2件中、農林水産省、経済産業省、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門関係について亀井農林水産大臣、平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人経済産業研究所理事長岡松壯三郎君、中小企業金融公庫総裁水口弘一君及び国民生活金融公庫総裁薄井信明君に対し質疑を行った。
- 平成11年度決算及び平成12年度決算についての警告に対する政府の措置について塩川財務大臣から説明を聴いた。

○平成15年6月2日（月）（第9回）

- 平成13年度決算外2件について片山総務大臣、塩川財務大臣、竹中国務大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、坂口厚生労働大臣、扇国土交通大臣、亀井農林水産大臣、遠山文部科学大臣、西川経済産業副大臣、若松総務副大臣、河村文部科学副大臣、鴨下厚生労働副大臣、米田内閣府副大臣、小林財務副大臣、杉浦会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月16日（月）（第10回）

- 平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（衆議院送付）について塩川財務大臣から説明を聴き、
平成13年度決算外2件及び平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（衆議院送付）について遠山文部科学大臣、平沼経済産業大臣、坂口厚生労働大臣、塩川財務大臣、竹中国務大臣、片山総務大臣、石原国務大臣、石破防衛庁長官、森山法務大臣、小林財務副大臣、中島人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行い、

平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（衆議院送付）について討論の後、承諾を与えるべきものと議決した。

（平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書）

賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産、国連、社民

- 平成13年度決算外2件について小泉内閣総理大臣、塩川財務大臣、川口外務大臣、片山総務大臣、扇国土交通大臣、亀井農林水産大臣、石原国務大臣、坂口厚生労働大臣及び竹中経済財政政策担当大臣に対し質疑を行い、討論の後、
平成13年度一般会計歳入歳出決算、平成13年度特別会計歳入歳出決算、平成13年度国税収納金整理資金受払計算書、平成13年度政府関係機関決算書を議決し、平成13年度決算に関する要請決議を行い、
平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成13年度国有財産無償貸付状況総

計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

塩川財務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、遠山文部科学大臣、坂口厚生労働大臣及び扇国土交通大臣から発言があった。

(平成13年度一般会計歳入歳出決算、平成13年度特別会計歳入歳出決算、平成13年度国税収納金整理資金受払計算書、平成13年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

(警告決議)

賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

(要請決議)

賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

(平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部

反対会派 共産、国連の一部、社民

(平成13年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連の一部

反対会派 国連の一部、社民

○平成15年7月28日(月)(第11回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・決算その他（3件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件 名	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
		委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
平成13年度一般会計歳入歳出決算、平成13年度特別会計歳入歳出決算、平成13年度国税収納金整理資金受払計算書、平成13年度政府関係機関決算書	15. 1.20	15. 2.21	15. 6.16 議決	15. 6.16 議決	15. 4.15 決算行監	15. 7.14 議決	15. 7.15 議決
15. 2.21 財務大臣報告							
平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書	15. 1.20	2.21	6.16 議決	6.16 議決	4.15 決算行監	7.14 議決	7.15 議決
平成13年度国有財産無償貸付状況総計算書	15. 1.20	2.21	6.16 議決	6.16 議決	4.15 決算行監	7.14 議決	7.15 議決

・予備費等承諾を求めるの件（1件）

件 名	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
		委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書	15. 1.20	15. 6.13	15. 6.16 承諾	15. 6.16 承諾	15. 6. 3 決算行監	15. 6. 4 承諾	15. 6. 5 承諾

(4) 委員会決議

— 平成13年度決算に関する要請決議 —

内閣に対し、次のとおり要請する。

- 1 決算を予算に反映させることの意義を踏まえ、決算の国会への早期提出を図るものとする。
- 2 会計検査院が果たすべき経済性、効率性、有効性の観点からの検査機能の強化のため、所要の措置を講ずるものとする。
- 3 歳出構造を改革し、効率的かつ効果的な行政の推進に資するため、政策評価手法の研究・開発及び評価結果の予算への活用、評価結果を踏まえた予算の編成に努めるものとする。
- 4 不適切な支出等についての適正な処分を確保するため、人事院等の第三者機関が処分内容の妥当性を判断し得る等の環境を整備するものとする。

右決議する。